

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月30日
条例の題名	三重県公告式条例	公 布 日	昭和26年7月25日
条 例 番 号	昭和26年三重県条例第25号	直 近 改 正 日	平成10年3月27日
所管部局課	総務部法務・文書課	電 話 番 号	059-224 - 2163
条例の概要	地方自治法第16条第4項の規定に基づき、条例の公布手続等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第16条第4項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の公布手続については地方自治法第16条第4項により、規則等については同条第5項により、条例での規定が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例、規則その他の規程について、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	条例の公布手続については地方自治法第16条第4項により、規則等については同条第5項により、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第16条第4項及び第5項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	いいえ	条例第2条第2項中「天災事変等」の表現について、適時性の観点から他県の条例の規定等を参考に改正を検討する。 また、規則等の公布について、知事が定めるものと他の行政機関が定めるもので手続に差異があることから、統一した規定とするよう改正を検討する。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である公布手続等を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	本条例の条例等の公布手続は、条例等の効力発生要件であり、全ての県民を対象とするものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を検討する。	理	特	記	事
		由	項		
		適法性において記載したとおり、適時性の観点から表現を見直すとともに、表現の統一を図る方向での改正を検討する。			
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無

はい

いいえ

該当なし

改正を検討する。

廃止を検討する。

改正・廃止の必要はない。

その他

有

無

規制型

誘導型

理念型

手続型

財産管理型

委任型

法執行型

その他